

**小名浜製錬株式会社 リサイクル用前処理施設新設計画に係る
環境影響評価準備書の意見について**

1 総括的事項について

- (1) 環境影響を予測するに当たっては、事業計画における不確定な要素をできるだけ排除し、精度を高めることが重要であることから、本事業計画の内容を更に固めるとともに、不確定な要素がある場合には環境影響評価書（以下「評価書」という。）において具体的に記載し、その点を踏まえて、環境影響を予測、評価すること。
- (2) 評価書の作成に当たっては、調査地点の設定根拠や予測に使用した数値の算定根拠を具体的に示すとともに、出来るだけ平易な言葉や図を用いるなどして、市民に対して分かりやすい内容とするように努めること。
- (3) 今後、事業内容を変更する必要性が生じ、当該変更により環境へ影響を与えるおそれがある場合には、再度、環境への影響を予測、評価した上で、必要な環境保全措置を講じること。また、工事中又は供用開始後に、現段階で予測し得ない環境への影響が生じた場合には、適切な対策を講じること。
- (4) 対象事業実施区域の近傍に多くの住居が存在するため、事業の実施に当たっては、大気汚染防止、騒音防止、水質汚濁防止、生物多様性保全等の観点から、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、利用可能な最良の技術の導入など、より一層の環境影響の低減について検討を行うとともに、必要に応じて地元住民等へ丁寧に説明すること。
- (5) 講じるとしている環境保全措置について、具体的な実施スケジュールを計画し、評価書において環境保全措置の実施スケジュールを記載すること。

2 大気環境について（大気質、悪臭、騒音及び振動）

- (1) 当該事業所は、周辺地区にて環境中の砒素の濃度が国の定める指針値を超過していることを受けて、環境省より平成 30 年に砒素排出削減の計画策定の要請を受けている。以降、国及び本市より砒素の環境濃度の低減に関し、継続して要請を受け、対策を実施している途上にある。
今回、第 6 章 環境影響評価の結果によると、本事業における寄与により、砒素の将来予測環境濃度は増加が予測されている。しかし、増加分は指針値に比べ 1.2%と低い割合であることから環境影響に問題ないとしている。
しかし、これまで状況を考えると、さらなる濃度の増加は認めがたいことから、濃度の削減に向けて対策をとること。
- (2) 悪臭苦情が申し立てられた際は、特定悪臭物質及び臭気指数によるモニタリング調査を実施し、積極的な悪臭防止対策に取り組むこと。
- (3) 第 6 章 環境影響評価の結果のうち、一般環境騒音の状況において、敷地北側の 2 地点において、夜間の環境基準を超過している。安全安心な市民生活のため、環境基準を順守できるよう何らかの対策をとること。

3 水環境について

- (1) 方法書時点で示した既設前面プールを埋立て、排水路として整備するとあるが、当該排水路について、本事業計画を踏まえた今後の排水量に十分に対応できるものか示すこと。

- (2) 第6章 環境影響評価の結果によると、水環境調査地点 St.A 表層において、砒素及びその化合物が環境基準に適合しない場合があり、現況、将来とも環境基準に適合しない場合があるが、現況で既に環境基準を上回っており本事業の寄与率は8%程度で、予測値は環境基準と同程度の値にとどまっていること、また、St.Aは排水口に近い三方を埠頭で囲まれた港湾利用主体の海域である旨の記述がなされている。

排水口に近い調査地点において環境基準に適合しないことは、事業場由来の排水等の影響による可能性が懸念されるため、本事業計画を含めた今後の操業において、より一層の濃度の低減に努めること。

- (3) 第6章 環境影響評価の結果において、地下水の水質への環境影響を低減するため、いわき市環境監視センターの指導を受けるとあるが、これはあくまで土壤汚染対策法に基づくものであり、当該新設計画の進展に寄与するため行うものではない。

よって、地下水の水質への環境影響を低減するため、土壤汚染対策法に基づく手続き以前に、主体的に対策をとること。

4 温室効果ガスについて

本事業計画により、二酸化炭素が現状から25%増加程度するとあるが、国でカーボンニュートラルの施策を進めていることを踏まえ、事業場として予定しているカーボンニュートラルへの取り組み及びそれによる二酸化炭素の削減見込み量を評価書に記述すること。

5 その他

- (1) 土地利用計画との整合性について

計画地は、計画的に市街化を図る区域である市街化区域に位置しており、工業の利便を増進する工業専用地域となっている。また、第二次いわき市都市計画マスタープランの土地利用の方針において、「都市活力区域」に位置付けている。

当該区域は、工業生産や流通拠点機能が円滑に展開できるように、広域交通軸周辺への立地誘導や土地の有効活用、安全確保等に努めることとしている。また、住宅地と工場が隣接する住工混在地区では、周辺の居住環境に配慮しながら適正な土地利用を図ることとしているため、施工の際は、周辺環境へ十分配慮し適正な管理に努めること。

- (2) 関係法令等による規制状況について

一定規模以上(高さ13m超又は建築面積1,000㎡超)の建築物や工作物等の新築等、又は一定規模以上(面積3,000㎡超又は法面の高さ5m超かつ長さ10m超)の土地の区画形質の変更を伴う場合は、「いわき市の景観を守り育て創造する条例」に基づく、大規模行為の届出が必要になるため、いわき市都市計画課景観係と協議すること。

また、同行為のうち、特に規模が大きいもの(建築物については高さ31m超又は延べ面積15,000㎡、工作物については高さ31m超)については、景観への影響が顕著であると予測されるため、大規模行為の届出の前に事前協議書の提出が必要となるため、いわき市都市計画課景観係と協議すること。